第二十八規則6を7とし、5の次に次の6を加える。

6　全ての油タンカーは、機関が勧告する性能基準を有するとして主管庁が承認した非損傷時及び損傷時の復原性に関する要件の遵守を確認することができる復原性資料を備える。

.1　二千十六年一月一日前に建造された油タンカーは、二千十六年一月一日以後、遅くとも二千二十一年一月一日までに行われる船舶の最初の予定された更新検査において、第二十八規則の規定に適合するものとする。

.2　6.1の規定にかかわらず、二千十六年一月一日前に建造された油タンカーに備えられた復原性資料は、主管庁が非損傷時及び損傷時の復原性の遵守を確認することができると認める場合に限り、交換する必要はない。

.3　主管庁は、第十一規則に定める監督のため、復原性資料を承認する文書を発行する。

第四十三規則1中「ばら積みで貨物として輸送すること」の次に「、バラスト水として使用すること」を加える。

付録Ⅱの国際油汚染防止証書（ＩＯＰＰ証書）の追補（様式Ｂ（油タンカーの構造及び設備に関する記録））中、7.4の次に次の7.5及び7.6を加える。

5.7.5　この船舶は、第28規則6の定めるところにより承認された復原性資料が提供されている。□

5.7.6　第28規則6の要件は、第3規則6の規定に従ってこの船舶について免除されている。復原性は、次の一又は二以上の方法により確認されている。

.1　第28規則5の定めるところにより船長に提供される復原性に関する情報に定義する承認された状態に限り積込みが行われている。□

.2　確認が主管庁が承認する方法によつて遠隔的に行われている。□

.3　第28規則5の定めるところにより船長に提供される復原性に関する情報に定義する承認された積載状態の範囲内で、積込みが行われている。□

.4　第28規則5の定めるところにより船長に提供される復原性に関する情報に定義する適用可能な全ての非損傷時及び損傷時の復原性に関する要件を網羅した承認された限界ＫＧ／ＧＭ曲線による積込みが行われている。□

付録Ⅱの国際油汚染防止証書（ＩＯＰＰ証書）の追補（様式Ｂ（油タンカーの構造及び設備に関する記録））8.4中「第28規則6」を「第28規則7」に改める。

○外務省告示第三百五十六号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅲは、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、次に記載する日に効力を生じた。

（平成二十三年七月二十日付け国際海事機関事務局長通知（平成二十六年一月一日効力発生、付録の柱書きを除く全ての部分）、平成二十八年三月八日付け国際海事機関事務局長通知（平成二十八年三月一日効力発生、付録の柱書き））

平成二十八年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

附属書Ⅲを次のように改める。

附属書Ⅲ　容器に収納した状態で海上において運送される有害物質による汚染の防止のための規則

第一規則　適用

1　この附属書は、別段の明文の規定がない限り、容器に収納した状態で有害物質を運送する全ての船舶について適用する。

1.1　この附属書の規定の適用上、「有害物質」とは、国際海上危険物規程において海洋汚染物質とされたもの又はこの附属書の付録に定める基準を満たすものをいう。

1.2　この附属書の規定の適用上、「容器に収納した状態」とは、国際海上危険物規程において有害物質について定められた収納の状態をいう。

2　この附属書の規定による場合を除くほか、有害物質の運送は、禁止する。

3　締約国の政府は、この附属書の規定を補足するため、有害物質による海洋環境の汚染を防止し、又は最小にすることを目的として、包装、表示、標札、書類、積付け、積載量の制限及び適用除外に関する詳細な要件を定め、又はこれらの要件が定められるようにする。

4　この附属書の規定の適用上、有害物質の運送に使用された空の容器は、それ自体を有害物質とみなす。ただし、海洋環境に有害な残留物が残らないことを確保する適切な措置がとられたものについては、この限りでない。

5　この附属書に定める要件は、船舶の倉庫及び設備については、適用しない。

第二規則　包装

容器は、内容物の特殊性を考慮して海洋環境に対する危険を最小にするようなものでなければならない。

第三規則　表示及び標札

1　有害物質を収納した容器には、国際海上危険物規程の関連する規定に従い、内容物が有害物質であることを示すために消えることがないように表示し、又は標札を付す。

2　有害物質を収納した容器に表示し、又は標札を付する方法は、国際海上危険物規程の関連する規定に従う。

第四規則　書類

1　有害物質の運送に関する輸送情報は、国際海上危険物規程の関連する規定に従うものとし、寄港地の当局により指定された者又は団体が利用できるようにしておく。

2　有害物質を運送する船舶には、国際海上危険物規程の関連する規定に従い、船内にある有害物質及びその位置を示す特別の一覧表、積荷目録又は積付図を備える。これらの書類の一の写しは、出港前に、寄港地の当局により指定された者又は団体が入手することができるようにしておく。

第五規則　積付け

有害物質は、船舶及び乗船者の安全を損なうことなく、海洋環境に対する危険を最小にするように、適正に積み付け、かつ、安全な状態にしておく。

第六規則　積載量の制限

特定の有害物質は、正当な科学的及び技術的理由に基づき、運送を禁止すること又は一の船舶に積載する量を制限することができる。積載量を制限する場合には、有害物質の包装及び特性並びに船舶の大きさ、構造及び設備について妥当な考慮を払う。

第七規則　適用除外

1　容器に収納した状態で運送する有害物質の投げ荷については、禁止する。ただし、船舶の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要な場合は、この限りでない。

2　この条約に従うことを条件として、漏出した有害物質を含有する洗浄水を船外に排出することを規制するため、有害物質の物理的、化学的及び生物学的な特性に基づいて適当な措置をとる。ただし、この措置により船舶及び乗船者の安全が損なわれないことを条件とする。

第八規則　操作の要件に関する寄港国による監督

1　船舶は、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、この附属書に定める操作の要件につき、当該他の締約国により正当に権限を与えられた職員の行う監督に服する。

2　締約国は、船長又は乗組員が有害物質による汚染の防止に関する主たる船上での手続に精通していないと認める明確な根拠がある場合には、詳細な検査を行う等の措置をとり、また、必要に応じ、この附属書に定める要件に従つた状態になるまで、船舶を航行させないことを確保する。